

特 記 仕 様 書

工事番号 第1号

工事名 釧路湿原国立公園細岡園地整備工事

施 工 条 件

契 約 書 類

設 計 図 書

契 約 書

図面（設計書）
特記仕様書
森林土木工事共通仕様書
見積用説明書（工事数量総括表）

特記仕様書

工事番号： 第1号

工事名： 釧路湿原国立公園細岡園地整備工事

1, 一般事項

1) 共通仕様書の適用

本工事は、北海道森林土木工事共通仕様書（令和8年3月改訂版）、環境省自然公園等工事共通仕様書（令和8年3月改訂版）に基づき実施すること。

2) 概数の適用

- 1 工事数量総括書の工事内訳書等の「適用」又は「備考」欄に（概）又は「概数」と記して示した数量は、概数であり、現地の状況に応じて設計変更をする。
なお、設計上過大な出来高に対して変更するものではないので留意すること。
- 2 この工事においては、設計変更に係る図書を作成（設計変更図の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。
この場合、発注者と受注者は別途協議するものとする。
- 3 概数に係る工事の施工に当たっては、施工図等を作成の上、工事監督員と協議すること。
- 4 概数に係る標準図は、標準的な施工図又は出来形を示すものであり、現地の状況等に応じて受注者は照査のうえ、工事を実施するものとする。
なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、工事監督員と協議のうえ設計変更を行う。

3) 標準図

標準的な施工図、又は出来形を示すものであり、現地の状況に応じて受注者は十分照査の上、工事を施工するものとする。なお、施工内容で変更の必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上設計変更を行う。

2, 工程関係

1) 関係機関との協議状況

- 1 本工事については、釧路湿原国立公園で行う北海道による自然公園事業のため、現在環境省と公園事業執行承認事項変更協議中であり、令和8年7月上旬頃に協議が成立する予定である。
- 2 工事場所は観光客が行き交うことから、観光客を阻害しないよう、展望台、町道の施工は令和8年9月28日から開始することとし、令和8年9月27日までは町道が通行止めとなる工事は施工しないこと。

3, 残土、産業廃棄物等関係

1) 残土処理の指定等

本工事で発生する残土は、河野採石工業株式会社に運搬し、整地すること。

2) 建設リサイクル法等

- 1 この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下建設リサイクル法）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である
- 2 建設リサイクル法に係る特定建設資材（コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリート）を用いた工作物等の解体においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」に定められた方法により分別解体等を行うこと。
分別解体等を実施する者（下請け含む）は、建設業法の土木工事業、建築工事業、とびに係る第3条第1項の許可を受けた者か、解体工事業登録を受けた者が施工すること。
また、解体工事業登録を受けた者が分別解体等を実施する場合は、分別解体等を実施する場所において解体工事業に係る解体工事業に係る登録等に関する省令に定められた解体工事業者登録票を掲示し、解体工事登録者が選任した建設リサイクル法に規定される技術管理者に、その分解解体等を監督させなければならない。
- 3 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊・発生木材、アスファルトコンクリート塊）は、次のとおり再資源化することとするが、受注者によって適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算場の明示条件であり、処分場所を指定するものではない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

区分	処分場所	片道運搬距離(km)	処理方法	備考
コンクリート塊 (鉄筋)	ハツイ工業株式会社 釧路郡釧路町達古武	9.7	再資源化	
コンクリート塊 (無筋)	ハツイ工業株式会社 釧路郡釧路町達古武	9.7	再資源化	
木くず (建設解体材)	ハツイ工業株式会社 釧路郡釧路町達古武	9.7	再資源化	
アスファルトコンクリート塊	ハツイ工業株式会社 釧路郡釧路町達古武	9.7	再資源化	

- 4 本設計図書において発生しないものとしている種類の特定建設資材廃棄物であっても、受注者の都合により実際に発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、建設リサイクル法第13条及び分別解体等省令第4条に基づく協議書の別記様式を準用し、「4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄に必要な事項を記載して、工事監督員の確認を受けること。

- 5 当該工事受注後速やかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の必要事項を記載し工事監督員に提出すること。
また、実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、工事完成後工事監督員に提出するとともに、1年間保存すること。

3) 産業廃棄物処理の指定等

- 1 産業廃棄物の処理については、次により積算しているが、処理場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

区分	処理場所	片道運搬距離(km)	処理方法	備考
金属くず	株式会社釧路厚生社 釧路郡釧路町別保原野	18.1	再資源化	

- 2 産業廃棄物の処理を委託する場合は、許可内容を確認し、収集運搬業者及び処分業者などと事前に書面により委託契約を行うとともに、建設廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。
3 当現場から搬出される産業廃棄物及び一般廃棄物は、処分前にその体積、重量を検収すること。

4) 北海道循環資源利用促進税（以下、「循環税」という）について

- 1 当該工事で発生する産業廃棄物が平成18年10月1日以降、道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
2 当該工事では循環税相当額を見込んでいる。

4, 安全対策関係

1) 安全・訓練等の実施

本現場施行にあたり、労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、本工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に次の実施項目の中から選択し、現場に即した内容を毎月半日以上頻度で実施するものとする。

- 1 安全活動のビデオ等による視覚教育
- 2 安全関係法令等の周知
- 3 工事内容等の周知
- 4 安全衛生活動に関する手法の習得
- 5 安全衛生活動の前月の反省と評価
- 6 当月の作業内容と安全目標の徹底及び実践的指導
- 7 災害対策訓練
- 8 本工事現場で予想される事故対策
- 9 その他、安全・訓練等として必要な事項

2) 安全・訓練に関する施工計画の作成

本現場施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等に具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するものとする。

3) その他安全対策

接続車道入口に工事概要、工事期間等を記載した工事看板を掲出することにより、一般利用者が工事区域内へ立ち入らないよう周知すること。

5, その他

1) 現場環境改善について

- 1 現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。
- 2 現場環境改善の実施内容については、次のとおりとする。
 - (1) 別表より、実施する項目を選択する。
 - (2) 実施内容は、仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携のうち5項目を基本とし、具体的な実施内容、実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

別表

計上項目	実施する項目
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・用水・電力等の供給設備 ・緑化・花壇 ・ライトアップ施設 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等） ・避暑（熱中症予防）・防寒対策
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ・労働者宿舎の快適化 ・デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等

地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） ・見学会等の開催（イベント等の実施含む） ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む） ・社会貢献
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 工事完了時には、現場環境改善の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

2) 工事施行成績評定

本工事は施行成績評定対象工事である。

3) 現場代理人の「兼任」の取扱い

平成25年2月5日付け国交省通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」において、「現場代理人の常駐義務の緩和」に関し「再周知」されたことを踏まえ、現場代理人が工事現場を兼任できる場合の取扱いが定められたことから、受注者は現場代理人の兼任を希望する場合は工事監督員へ申し出てください。

4) 地域経済への配慮

当該工事については、地域の経済対策を考慮し、資材調達や労務等の手配などを速やかに行うこと。

5) 現場不適合について

当該工事の施工に際し、設計図書と現場条件の不一致が発見された場合は、直ちに工事監督員に報告し、協議すること。

6) 社内検査

工事完成後、不可視となる部分については必ず社内検査を実施し、その結果について工事監督員にその都度報告すること。

なお、社内検査の実施に際し、社内検査実施項目、実施時期、検査方法、確認頻度について施工計画書に明記

7) 災害等について

施設等を設置した場合は適切に保守、管理を行い、有責事由により災害が発生した場合は、災害復旧の責務を負うこと。

また、北海道の職員により現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。

8) 公共工事に係る不正軽油撲滅に対する取り組み

受注者は、建設機械等の燃料については、JIS規格に適合した軽油（JISK2204）を使用するものとする。

また、軽油取引税の燃料油の抜取調査があった場合は協力すること。

9) 週休2日を促進する森林土木工事の試行対象工事

1 本工事は、受注者の希望により「週休2日」を実施することができる工事であり、実施について施工計画書を提出する際に工事監督員と協議するものとする。

2 週休2日を促進する対象期間は着手日から完了日までとする。

週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇の6日間（12月29日から1月3日）及び夏期休暇の3日間（8月13日から8月15日）、工場作成のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。

3 現場閉所とは、実質的に現場作業を行っていない日のことをいい、現場点検やコンクリート養生、書類整理等の実施など、現場管理上必要な作業は現場作業に含まない。

4 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

1) 現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

② 4週7休

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

③ 4週6休

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

2) 4週6休に満たないもの及び工事着手時に受注者が週休2日の取り組みを希望しないものについては、補正の対象としない。

5 対象期間を通し週休2日相当（4週8休以上）の現場閉所を実施した場合には、工事成績評定において加点評価する。

6 受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日制確保試行工事」である旨を標示板に掲示するものとする。

7 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して工事監督員へ提出するものとする。

8 受注者は、週休2日の取組状況を工事旬報等により定期的に工事監督員へ報告するものとする。

また、履行確認時には実施工程表等により休日取得結果を工事監督員に報告するものとする。

10) 森林土木事業に係る電子納品の実施について

1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【森林土木工事編】（平成27年7月）」（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとし、受注者の体制や準備の状況を考慮し工事監督員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。なお、ガイドラインは最新版を使用すること。

- 2 成果品はガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で正副1部提出する。ガイドラインに記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、ガイドラインの解釈に疑義がある場合は工事監督員と協議のうえ電子化の是非を決定する。
なお、電子化の困難な資料及び工事施工協議簿、工事旬報等の押印された書類、出来形図、代表写真については、紙による成果品を1部納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム（土木）（国土交通省）または市販のチェックシステム（ガイドラインに準拠したもの）によるチェックを行い、エラーのないことを確認する。なお、電子納品チェックシステム（土木）を使用する場合、国土交通省の要領とガイドラインに差異のある箇所についてはチェックを行わなくてもよい。（目視などでチェックを行う）チェックを行った後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- 4 ガイドラインについては、北海道水産林務部総務課のHP（下記URL参照）からダウンロードすることが出来る。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/O3kanrig/kanri_group.htm

6, 施工

1) 木製構造物関係

- 1 原則として、受注者は北海道グリーン購入基本方針に基づき、木材または木材を原料とする資材を使用する場合にあっては、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。
木材の合法性の証明にあたっては、「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度の翌年から起算して5年間保存するものとする。
- 2 道産材（極力、管内の間伐材使用に努めること）を使用すること。
- 3 出荷業者より「〇〇材出荷証明書」を工事監督員に提出すること。

7, 提出書類

1) 契約後速やかに提出するもの

工事工程表・請負代金内訳書・現場代理人等指定通知書・施工体制台帳1及び4・現場代理人等の経歴書・建設業退職金共済掛金収納書・共同企業体編成表（JVのみ）・積算労務単価報告書・法定外労災保険の保険証券の写し又は加入証明書の原本

2) 工事完成時に提出しなければならないもの

工事完成通知書・工事完成写真（施工前・完成（撮影月日の記入））・建設業退職金共済証紙貼付実績書・建設業退職金共済証紙貼付内訳書（元請負人（下請負人を含む）が作成し保管）・木材及び木材加工資材の使用状況報告書・技能士活用状況報告書（実績）・北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和元年度環境物品等の調達実績（公共工事）」及び「令和元年度環境物品等の調達実績（北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド）」

3) 必要の都度提出するもの

- 1 変更契約書・労働災害の発生について（報告）・労働者死傷病報告
- 2 下請負人選定通知書・下請負人選定通知書（内容変更届）・施工体制台帳2-3・施工体系図・公共工事前払金保証証書・同（写）・前払金使途内訳明細書・前払金使途変更申込書・前払金使途変更承諾書・建設業退職金共済掛金収納書

8, 材料

1) 総則

- 1 当工事施工のため使用する材料は、共通仕様書「第2章材料」に記載されたもののほか、設計図書による。ただし、「工事数量総括書」の「備考」欄に『概数』と記して示した数量は、概数であり、必要に応じて設計変更を行う。
なお、設計上、過大な出来高に対して変更するものではない。